第八号様式中「所属税理士会等」を「税理士会　支部、登録番号等　第　号」に、「同じ。）に」を「同じです。）に」に改める。

第九号様式第１面及び第十号様式第１面中「所属税理士会等」を「税理士会　支部　登録番号　第　号」を「登録番号等」に、「登録番号」を「登録番号等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に一条を加える改正規定、第八号様式の改正規定並びに第九号様式第１面及び第十号様式第１面の改正規定並びに次条第五項の規定は、令和八年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則第十一条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

２　施行日から令和七年三月三十一日までの間に新規則第十一条第二項に規定する登録申請書を提出する場合において、日本税理士会連合会が税理士名簿の登録のため必要があると認めるときにおける同項の規定の適用については、同項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの並びに戸籍抄本及び住民票の写し（第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は第三条第一項若しくは第二項の申請書の提出の時から氏名又は本籍に変更があつた者以外の者にあつては、次に掲げるもの及び住民票の写し）」とする。

３　新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式は、施行日以後に提出する税理士法施行規則第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について適用し、施行日前に提出した同令第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

４　新規則第二号様式及び第三号様式は、施行日以後に税理士法施行規則第六条第一項の規定により行う公告に係る税理士試験について適用し、施行日前に同項の規定により行った公告に係る税理士試験については、なお従前の例による。

５　第八号様式の改正規定並びに第九号様式第１面及び第十号様式第１面の改正規定の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○財務省令第二十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号及び第十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条第十六号中「及び第四条第二項第四号」を削り、同条第二十八号中「及び第四条第二項第一号」を削り、同条第五十七号中「。以下この号及び第四条において「平成二十九年改正法」という。」を削り、「される平成二十九年改正法」を「される同法」に、「この号及び第五十九号」を「この条及び第四条第二項第一号」に改める。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項」に、「令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二項」を「同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定

五　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第四十八条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第三項又は第四十六条第一項の規定

第四条第一項第六号及び第二項第一号を削り、同項第二号中「平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法」を「平成二十九年旧措置法」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第五号を同項第三号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。